

横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付要綱

制定 令和 7 年 8 月 1 日 健介事第 489 号（副市長決裁）
最近改正 令和 8 年 7 月 1 日 健介事第 374 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、万が一の災害発生時においても、高齢者施設等で介護サービスが提供できるよう、電源確保を目的に電気自動車等の電気給電が可能な車両の導入費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

- （1）「電気自動車等」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- （2）「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車）をいう。
- （3）「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車）をいう。
- （4）「外部給電機能」とは、外部給電器（V2L）・充放電設備（V2H）を経由して、又は車載コンセント（AC100V 1500W）から電力を取り出せる機能をいう。
- （5）「リース契約」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用及び自家用自動車の貸し渡しを業とする者との契約をいう。

（補助事業者等）

第 3 条 この要綱における補助事業者等の範囲は、別表 1 に定める施設等へ電気自動車等を配備する法人とし、予算の範囲内で補助を行うものとする。

（補助対象経費）

第 4 条 対象経費は、災害時の電源確保を目的とするもののうち、次の各号に掲げる車両の導入費用とする。

- （1）補助対象車両（以下「車両」という。）は、補助申請の当該年度における経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象一覧に掲載の 4 輪自動車とする。
- （2）車両は、横浜市内を使用の本拠地とし、自動車検査証上の使用者が申請者であること。ただし、リース契約で導入する場合は、契約期間が 4 年以上であること。

- (3) 車両は、申請年度の4月1日以降に当該補助対象事業に着手したものとする。補助対象事業の着手とは、「車両の登録日」、「車両の引渡日」または「購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続（リース契約含む）が完了した日」のうち最も早い日とする。
- (4) 車両は、申請年度に初度登録された自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）で過去に補助金申請をしたことのない自動車であることとする。
- (5) 補助金には、消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

（補助額）

第5条 補助額は、別表2に掲げる範囲内とする。

（交付条件）

第6条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する車両から、電力を取り出すために、外部給電機能を車両の引き渡し日に有していること。ただし、補助事業者等の責によらない場合であって、外部給電機能の内、外部給電器（V2L）又は充放電設備（V2H）を車両の引き渡し日までに導入できない時は、導入可能日を明確にし、誓約書を提出した場合に限り、外部給電機能を有しているものとする。
- (2) 災害時において、車両を配備した施設が介護サービスを継続するため、当該車両から電力を取り出して、活用すること。
- (3) 災害時において、車両を配備した施設が停電地域外に所在する場合、横浜市からの要請に基づき、運営に支障がない範囲で、停電地域に所在する施設からの電気自動車等の充電及び配備した当該車両による給電要請等の応援に応じること。
- (4) 平常時において、車両を配備した施設利用者の送迎等、施設運営に資する目的にのみ当該車両を利用すること。
- (5) 車両の利用について、配備した施設の業務継続計画（BCP）に記載し、施設の防災訓練においても、当該車両を利用すること。

（入札又は見積書の徴収）

第7条 補助対象事業者は、車両の購入等を行う場合において、補助金規則第24条に規定する入札又は2社以上の見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、補助対象事業者は理由書を市長に提出しなければならない。

（交付申請及び実績報告）

第8条 補助金規則第5条第1項に規定する申請書は、横浜市高齢者施設等の災害対策

用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に申請書様式で定める必要書類を添えて市長に提出することとし、その提出期限は、市長がその都度指定する。

- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第3号に規定するものとする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第3号に掲げるものとする。

（交付決定及び額の確定等）

- 第9条 市長は、第8条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日から起算して10日以内の日とし、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付申請取下届出書（第4号様式）に当該通知書の写しを添えて提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げを認めたときは、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第11条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した補助金の返還を命じるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(取得財産の管理・運用・処分)

- 第 13 条 本要綱に基づく補助金交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。
- 2 本要綱に基づく補助金交付を受けた後に補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について市長と協議し、返還等の指示に従わなければならない。
 - 3 補助金規則第 25 条に規定する市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間とする。また、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。
 - 4 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金に係る財産処分承認申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - 5 市長は、前項の申請を受けた後、すみやかに補助金に係る財産処分承認・不承認書（第 8 号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
 - 6 補助金の交付を受けた者は、財産処分が完了した場合、すみやかに補助金に係る財産処分完了報告書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 7 市長は、補助金の交付を受けた者が取得財産の処分をした場合又は交付の目的及び要件に反したときは、市長は当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。

(関係書類の保存)

- 第 14 条 高齢者施設等の災害対策用電気自動車等導入支援事業費補助金の交付を受けた申請者は、この補助金に係る関係書類について、補助金の交付を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならない。

(調査又は報告)

- 第 15 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金交付事業者に対して、補助金の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

施設等種別
小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象車両	補助金の上限額	補助対象経費
経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象の車両のうち、要綱第 4 条第 1 項第 1 号に定める車両	900,000 円	車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く取引価格）

備 考

- 1 補助金交付額は、補助金交付申請額と補助金の上限額のうち、いずれか低い金額とする。
- 2 補助金交付申請額及び補助金請求額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。